

岐阜県教職員組合 養護教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年10月3日 15:30~
会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合執行委員長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
1	養護教諭が健康で生きがいを持って働くために	
1)	養護教諭の加配、養護担当非常勤講師の配置などについて	
	①小中学校において、加配基準には満たない規模であるが複数配置されている学校が8校あります。これらの学校は県費での配置か、市町村負担での配置か教えてください。（島小-781人、蘇原第一小-777人、金竜小-565人、広見小-808人、各務原中央中-740人、関緑ヶ丘中-642人、可児中部中-734人、西部中-659人）	島小、蘇原第一小、金竜小、広見小、各務原・中央中、緑ヶ丘中、中部中、西部中いずれも県費による養護教諭を配置しております。
	②800人規模の小学校が4校あり、養護教諭一人に対応しています。これらの学校を優先して加配してください。（鶉小-799人、穂積小-801人、羽島中央小-796人、古井小-800人）	養護教諭の配置については、国の標準法に基づき、高等学校は生徒数が800人以下は1人、801人以上は2人を配置、特別支援学校では、各校に1人配置し、さらに児童生徒数が61人以上でもう1人配置しております。 小中学校（義務教育学校を含む）では、標準学級3学級以上の学校に1人配置し、さらに小学校の児童数851人以上（中学校は生徒数が801人以上）の学校ではもう1人配置しております。
	③加配基準には満たない規模の学校や児童生徒の困難さへの対応を要する学校に、養護教諭の加配をおこなえるように、県独自の配置基準を策定し、加配を行ってください。フルタイムでの加配が難しいのであれば、繁忙期など特に人手が必要な時に、養護担当非常勤講師を配置してください。	小中学校の標準学級2学級以下の学校については、加配の養護教諭を配置したり、隣接する学校の養護教諭に兼務をかけたりにして対応しております。 県独自の配置については、現在の県の予算状況を考慮すると大変難しい状況です。
	④年度途中で産育休代替が見つからないことが多く起きていて、養護教諭が未配置のままということがありました。 ・今年度は、「先読み加配」が、どこで、どれくらいの期間を前倒しで加配をされたかを教えてください。（県立・市町）	4月から7月末までに産育休に入る本務職員の代替を、小学校で2名、中学校で1名、高等学校で1名、特別支援学校で1名、4月当初から任用しております。
	・夏休み前までに産育休に入られる方に「先読み加配」がなされなかった方がいる場合、その理由を教えてください。	先読み加配が配置されなかった学校はありません。
	・退職した養護教諭の中には、非常勤講師や短期間に限定であれば勤務が可能という声を多く聞きます。経験値の高い養護教諭の活用する上でも、柔軟な働き方を保証する上でも、退職した養護教諭の非常勤講師としての任用や、繁忙期等の一時的な任用をすすめてください。	退職された養護教諭の方には、新規採用者の養護教諭の初任者研修指導者及び後補充として、今までの経験を生かしていただくようにしております。 繁忙期等の一時的な任用につきましては、予算上大変難しく、現段階では任用することができません。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	⑤多忙な養護教諭の負担軽減をすすめるため、各学校に配置されている教員業務支援員に業務依頼するように各学校の管理職に指導・助言してください。	<p>「スクール・サポート・スタッフ」「業務アシスタント」は、教員の業務支援を行うことで、負担軽減を図ることを目的に配置しております。</p> <p>養護教諭の業務についても、健康観察の補助やデータ入力作業など負担軽減になるのであればサポートを行うことは可能です。</p> <p>県教育委員会としましては、各市町村教育委員会及び各学校においてスクール・サポート・スタッフの活用が一層促進されるよう、活躍事例集を作成し配付しています。</p> <p>今後も、各学校において有効に活用するよう、指導・助言していきます。</p>
2)	予算・設備について（文書回答）	
	①必要な時に不足なく備品や消耗品が使えるように、今後も現場の要望を聞き、感染症対策に必要な物品を確実に配布してください。	<p>令和6年度の学校保健特別対策事業費補助金については、コロナ感染症が5類に移行したことを受け、補助内容が「換気対策」に限定され、以前のように感染症対策に必要な消毒等の物品に対する補助は対象外とされました。</p> <p>各学校においては、コロナ以前のように手洗い・うがい等を基本とした感染症対策をお願いします。</p> <p>感染症対策に係る備品や消耗品の購入については、学校配当予算での対応となります。</p>
	②現在、感染症対策の予算は、国及び県から、どの程度、どのような場合・条件で執行されるのか教えてください。	<p>令和6年度学校保健特別対策事業費補助金（換気対策支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において安心安全な学習環境を整備し、学校教育活動を継続できるよう、教室等における効果的な換気の実施に必要な物品の購入に係る経費を支援する。 <p>○各補助対象物品の購入に係る基準単価・上限台数</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) CO2モニター・・・未整備の学校に1台まで (イ) サーキュレーター・・・未整備の学校に1台まで (ウ) HEPAフィルタ付空気清浄機 <ul style="list-style-type: none"> ・・・未整備の学校に2台まで 1台整備されている学校には1台まで
	③感染症対策用の予算を引き続き措置してください。国の予算が不十分な場合は、県独自の予算をたてるように要求してください。	<p>国の事業については、上記のとおりです。</p> <p>県については、コロナ感染症が5類に移行したため、コロナ以前の対応とするとの考えから、予算措置はしておりません。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	④学校によっては水栓数が少なく、感染症予防のためには手洗い場が不足しています。必要とされる学校からの要望があれば、手洗い場の増設をおこなってください。	県立学校における個別の施設整備については、各学校から要望があれば、その状況を確認し、必要に応じて対応するように努めているところです。
2 養護教諭の勤務条件について		
1)	非正規の「養護助教諭」配置の解消を進め、正規の養護教諭を配置してください。非正規の「養護助教諭」（産休・育休代替講師、複数配置の講師を除く）が、小学校では昨年度より14校減少し35校、中学校で1校減少し13校に配置されています。しかし、産休・育休代替講師も含めると、非正規の「養護助教諭」は小学校23%、中学校18%と非常に多い状況です。（昨年と同程度） 特に大垣北小（772人）、帷子小（637人）、星和中学校（538人）など500人以上の学校は正規を配置してください。	児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護教諭の適正な配置に努めてまいります。
2)	養護教諭が負担と感じている学校保健統計調査、学校環境衛生活動調査を、岐阜県学校保健会と協議し、負担が軽減されるようにしてください。特に今年度は学校環境衛生活動調査を2023年度と2024年度の2年分の提出が求められており、大変負担になります。WEBがつながる期間も決められており、現場は混乱しました。	学校保健統計調査については、公務支援システムに入力することで調査票が作成できるようになり、学校環境衛生活動調査については、WEB調査に変更して負担軽減を図りました。今年度については移行期のため、ご負担をおかけしましたが、来年度より年間を通して入力が可能となるため、負担軽減が図られます。
3)	養護教諭が、すべての学年の宿泊を伴う学校行事に引率するよう指示される学校があります。多くの場合、その学校行事は健康診断の多忙期にあたっています。また、一時的に立て替える引率に関わる費用もとても大きくなります。看護師の引率に代えるなど、養護教諭の心身および経済的な負担が軽減される配慮を行うよう各学校に指導してください。	これまでも児童生徒の安全確保及び健康管理の面から、多くの場合、各学校において養護教諭に引率を依頼しています。 宿泊を伴う行事を複数の学年が短期間に実施すれば、同一の養護教諭に引率を依頼する場合、その方の大きな負担となることから、次年度の教育課程編成時において十分に配慮するよう、引き続き指導に努めます。
4)	校外での任務、特に中体連・高体連・特体連などが主催する大会での救護について、各団体と協議の上、次の改善を働きかけてください。 ①中学校部活動の地域移行・外部委託化が進んでいます。救護においても養護教諭の負担軽減のため、郡市、地区大会を含め、すべての地域のすべての大会に医療職を配置するよう働きかけてください。	中体連・高体連に対しては、日頃より、生徒の安全・健康を第一に考え、大会等の運営を行うよう、お願いするとともに、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう引き続き助言しているところです。 今年度、未導入の飛騨地区については、看護師の配置要請に関する検討を継続していくよう働きかけてまいります。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答																		
	②搬送体制の整備、損害賠償保険の加入など、救急体制の充実をはかるように働きかけてください。	大会規模の大小にかかわらず、救急体制の整備が充実するよう、引き続き中体連、高体連に指導してまいります。																		
	③今年度の中体連主催の地区大会や郡市大会での医療職の配置状況を教えてください。	<p>上記にも記載しましたが、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう助言しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区大会・県大会・東海大会 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>岐阜地区：看護師 46名</td> <td>養護教諭 3名</td> <td>配置</td> </tr> <tr> <td>西濃地区：看護師 55名</td> <td>養護教諭 7名</td> <td>配置</td> </tr> <tr> <td>美濃地区：看護師 36名</td> <td>養護教諭 0名</td> <td>配置</td> </tr> <tr> <td>可茂地区：看護師 18名</td> <td>養護教諭 17名</td> <td>配置</td> </tr> <tr> <td>東濃地区：看護師 38名</td> <td>養護教諭 9名</td> <td>配置</td> </tr> <tr> <td>飛騨地区：看護師 0名</td> <td>養護教諭 21名</td> <td>配置</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・県大会：18種目すべて看護師配置 ・東海大会(開催4種目)：4種目すべて看護師配置 	岐阜地区：看護師 46名	養護教諭 3名	配置	西濃地区：看護師 55名	養護教諭 7名	配置	美濃地区：看護師 36名	養護教諭 0名	配置	可茂地区：看護師 18名	養護教諭 17名	配置	東濃地区：看護師 38名	養護教諭 9名	配置	飛騨地区：看護師 0名	養護教諭 21名	配置
岐阜地区：看護師 46名	養護教諭 3名	配置																		
西濃地区：看護師 55名	養護教諭 7名	配置																		
美濃地区：看護師 36名	養護教諭 0名	配置																		
可茂地区：看護師 18名	養護教諭 17名	配置																		
東濃地区：看護師 38名	養護教諭 9名	配置																		
飛騨地区：看護師 0名	養護教諭 21名	配置																		
	④今年度医療職が配置された中体連主催の地区大会・郡市大会では、どのように費用負担がなされたのか、どのように配置された医療職を確保したのか教えてください。	<p>費用負担については、地区大会は大会運営費（大会参加費を含む）より捻出しております。</p> <p>看護師は全てナースセンターより依頼しております。</p>																		
5)	<p>小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度を撤廃してください。</p> <p>養護教諭はアレルギー、不登校、発達障がい等の児童生徒の対応のため、保護者と信頼関係を築き、長期的な視野で児童生徒に関わらなくてはなりません。にもかかわらず小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度は弊害があります。この制度を撤廃するかもしくは弾力的に運用してください。異動に関しての本人との面談を重視し、本人のライフプランに合わせた、合意のもとでの異動を実施してください。</p>	<p>養護教諭に限らず、一人職の同一校勤務は、原則として5年としています。</p> <p>一人職の場合、学校外、いわゆる地域の他の学校の同じ職の方と交流する機会がありますが、校内では任された仕事に対して長年固定化されたやり方を継続することは好ましくありません。県全体として学校の活性化を図ることも必要です。このような経緯から「5年」という期間が適当であるとされてきました。現在もその考え方に立って異動を進めています。</p> <p>異動に際しては、各学校において校長が個別に教職員と面談を行い、教職員の将来設計、自身の健康状態、家庭の事情（子育て、家族の介護等の状況）についてヒアリングを行っています。それらを踏まえ人事異動に努めています。</p> <p>また、管理職の研修や経験年数に応じた悉皆研修の折に、教職員のキャリアデザインについての講話を入れるなどして努めております。</p>																		

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	3 子どもの命を守り、健康な発達保障をするために	
1)	<p>①今夏も暑い日が続き、学校現場でも熱中症など体調不良のため救急搬送された事例が多くありました。多くの学校が、運動会、体育祭などの学校行事を再開し、「感染予防をしながら熱中症を予防する」という難しい対応を求められています。児童生徒の命を守ることを何よりも優先して、学校行事の時期の変更や短時間化、練習を含めた運営方法の見直し、緊急時の対応などを検討するように各学校に指導してください。</p>	<p>近年の記録的な猛暑による、学校活動における熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならないことと認識しています。</p> <p>そのため、今年度は、気温が上がり始める5月20日だけでなく、6月5日、7月25日、8月19日、8月29日にも各学校に対して熱中症事故の防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組について呼びかけ、活動場所におけるWBGTの測定、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしてまいりました。</p> <p>また、学校安全講習会では「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」の内容を説明・確認するとともに、感染症対策については、国や県の指針に則り、運動会・体育大会、体育授業等の活動において、適切に対応していただくようお願いしております。</p>
	<p>②高温となる日数が増え、学校行事や体育の授業、部活動などに支障がでるようになっていきます。熱中症のリスクを軽減するためにも、教育活動を保障するためにも、学校の体育館にエアコンを設置してください。もし、整備計画があれば、教えてください。</p> <p>また、小中学校で未設置となっている市町村に対して、設置を促してください。</p>	<p>体育館へのエアコン設置については、まずは、体温調整ができない児童生徒への対応として特別支援学校において進めておりますが、一方で、体育館は冷房する空間が大きいこと、断熱性が乏しく冷房効率が低いこと等から、機器の設置や維持管理コストが高いなどの課題もあり、全国の事例等の研究など、引き続き検討を重ねてまいります。</p> <p>小中学校について、小中学校にかかる経費は、「学校教育法」第5条において、設置者である市町村が負担すると規定されており、また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条により、国は交付金を交付できる旨規定されています。</p> <p>小中学校の体育館の空調については、国は文部科学省の「学校施設環境改善交付金」等、財政支援制度を設けて設置を促進しており、県としても、財政支援制度の周知や交付金申請の助言等により、引き続き市町村を支援してまいります。</p>
2)	<p>昨年度、各務原市で水道水からPFASが検出され、大きな問題となりました。これに関して以下の要望をおこないます。</p>	
	<p>①各務原市にある公立学校（小中高特）について、定期的にPFASの水質調査を継続し、その結果を公表すること。</p>	<p>令和5年8月に検査した結果、市の水道部門における検査結果と大きな差が無いことを確認し公表済みのため、現時点では個別の水質検査を行う予定はありません。</p> <p>今後とも、市の水道部門が検査している結果を確認してまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和6年10月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	②各務原市に限らず、基準値を超える PFAS が検出された場合は、直ちに浄水器等を措置すること。	今後、水道水中のPFOS・PFOAの濃度が国の暫定目標値を超えた又は超えることとなることが明白となった場合には、市などと話し合いを行い、浄水器に係る取扱い方針を改めて検討します。
3)	県立学校の生徒は、検尿・心電図検査の結果が要医師総合診断となると、学校医の指示のもと医療機関での精密検査を勧めることとなりますが、貧困などの理由により受診できない生徒が増えています。医療機関での精密検査にも、結核検診同様、公的な補助を行ってください。	結核に罹患した者が出た場合、健康上だけでなく教育上も重大な影響があるため、児童生徒の健康と安全を管理する学校にとって重要な課題となります。 「学校からの報告に基づき、教育委員会は対象児童生徒に対する精密検査を実施する。」とされており、これに基づき教育委員会で費用を負担しています。 他の疾病については、福祉医療制度の活用や保護者負担が基本となります。
4)	（文書回答） LGBTQ+の人への配慮や、災害時に避難所となること等を考慮し、多目的トイレを各学校の各階に設置してください。	既存の県立学校への多目的トイレの設置については、設置スペースの関係もあり、対応が困難な状況ではありますが、大規模改修等の際に、設置スペースが確保できれば、1箇所は設置していきたいと考えています。 また、県立学校で避難所に指定されている体育館付近の屋外トイレについては、改築等に合わせて多目的トイレを設置しております。
5)	（文書回答） 高校生の健康と安全を最優先するために、学校管理下における集団献血を強制しないでください。	厚生労働省が実施したアンケート調査によると、高校等での集団献血の経験が、その後の献血の動機づけに大きな役割を果たす結果が示されています。 しかしながら、協力については、あくまでも任意であると承知しております。
6)	（文書回答） 健康教育や救急処置の拠点となる保健室が多様な機能が発揮できるよう、保健室の施設・設備の整備をしてください。 いまだに、外線電話、インターネットに接続できるパソコン、プリンター、湯沸かし器、冷蔵庫、鍵付きの書庫が保健室に無い小・中学校があります。県から市町村の教育委員会に強く働きかけてください。	市町村立学校については、設置者である市町村が主体となって実施していますので、ご要望は市町村教育委員会へお伝え願います。